# 社会保険 Q&A 「教えて城間先生!!」 Vol.36

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は、令和８年８月診療分から改正される高額療養費についてです。


相談者

**Q** 私は50歳です。2か月前から入院しており入院費用が相当かかります。高額療養費は、どのような場合に支給されるのでしょうか？



城間先生

**A** 高額療養費制度は、医療費の自己負担額が過重なものとならないよう、医療機関等の窓口で支払う医療費が上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。また長期療養者を支援するため、直近12か月の間に高額療養費に該当した月が３か月以上ある場合、４か月目以降は自己負担限度額がさらに軽減される仕組み（多数回該当）となっています。

**Q** わかりました。限度額を越えれば、払い戻しがあるということですね。

**A** はい。具体的には、被保険者や被扶養者が同じ月に同じ保険医療機関で支払った一部負担金・自己負担額が自己負担限度額（建保令12条）を超えた場合に、その超えた分が高額療養費として支給されます。

なお、この自己負担限度額は「一暦月ごと」「一保険医療機関ごと」「入院と通院は別」「歯科とそれ以外の診療科は別」で算定されます。

自己負担限度額表は右記のようになっています。（令和８年８月～令和９年７月の間）

（令和９年８月からさらに細分化された改正の見込みですが、今回は令和９年７月まで適用の表を掲載しております。）

**70歳未満の方〈 〉内は多数回該当※1の場合**

| | 被保険者の所得区分 | 自己負担限度額 | 年間上限額※4 |
|---|---|---|---|
| ア | 標準報酬月額 83万円以上 | 270,300円＋（総医療費※2－901,000円）×1%〈140,100円〉 | 168万円 |
| イ | 標準報酬月額 53～79万円 | 179,100円＋（総医療費－597,000円）×1%〈93,000円〉 | 111万円 |
| ウ | 標準報酬月額 28～50万円 | 85,800円＋（総医療費－286,000円）×1%〈44,400円〉 | 53万円 |
| エ | 標準報酬月額 26万円以下 | 61,500円〈44,400円〉 | 53万円※5 |
| オ | 低所得者※3 | 36,900円〈24,600円〉 | 29万円 |

※１ 療養を受けた月1年間に3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合には4カ月目から（多数該当）となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
※２ 総医療費とは、保険適用される診療費用の総額（10割）です。
※３ 低所得者とは被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方。
※４ 年間上限額は毎年８月から翌年７月までの12カ月間の合計を対象とします。
※５ 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払いします。

なお、マイナ保険証で受診すると、窓口での負担額そのものが自己負担限度額にとどめられ、高額療養費の現物給付が受けられます。

マイナ保険証以外の方法で受診する場合は「限度額適用認定申請書」を保険者に提出し、認定証の交付を受け認定証を窓口に提示、して高額療養費の現物給付を受けることになります。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

**社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。**

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。
**11月：６日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）**
**12月：４日（金）・11日（金）・18日（金）・25日（金）**
**各午後1時から午後5時まで**

担当　特定社会保険労務士　城間 洋子 氏
◇電話番号　沖縄県社会保険協会　☎098-861-2681

